

新規採用者向け 赴任旅費に係る 「転居費請求手引書」

令和7年12月24日時点版

目 次

| | | | |
|------|--------------------------|-----------|--------|
| 1. | 赴任旅費請求までのフロー | · · · · · | P3 |
| 2-1. | 転居費提出書類一覧表 | · · · · · | P4 |
| 2-2. | その他の書類提出 | · · · · · | P5 |
| 3. | 引越業者（宅配業者単身パック含む）を利用する場合 | · | P6～18 |
| 4. | 宅配便を利用する場合 | · · · · · | P19～26 |
| 5. | レンタカー、自家用車等を利用する場合 | · · · | P27～39 |

1. 赴任旅費請求までのフロー

I 赴任旅費の支給要件に該当するかどうか確認する。

【赴任旅費の支給要件】

新規採用に伴い住居移転を行ったもののうち、以下に該当するもの

- ・旧住所から新在勤公署までの往復の通勤時間が2時間を超えるものが、住居移転により往復の通勤時間が2時間以内になるもの
- ※上記要件を満たす場合は、下記にお進みください。（要件を満たさない場合は、お手続き不要です。）

II 引越しの手段を検討する。

引越し業者の利用が基本ですが、引越し業者へ依頼するより安価になる場合は、「宅配便」または「レンタカー、自家用車等」の利用が可能です。

- ①引越し業者（宅配業者単身パックを含む）を利用する。
- ②宅配便を利用する。
- ③レンタカー、自家用車等を利用する。

! ①～③の併用は制限があります。

III 引越しの手段を確定させる。

引越し業者（宅配業者単身パックを含む）へ依頼

宅配便を利用

レンタカー、自家用車等を利用

P 6～18 を参照して下さい。

P 19～26 を参照して下さい。

P 27～39 を参照して下さい。

IV 引越し後、必要書類を作成・とりまとめ、学校に提出する。

・次項の「転居費提出書類一覧表」を確認し、提出漏れのないようにする。

2-1. 転居費提出書類一覧表

| | 見積書（※1） | | 2社未満の確認書資料 | 引越し業者に依頼するよりも安価であることが確認できる書類 | 領収書等 | | | | | | 転居費精算金額確認書 |
|----------------|---------|-----|------------|------------------------------|-----------|-----|---------|-------|--------|------|------------|
| | 1社目 | 2社目 | | | 引越し業者 | 宅配便 | 有料道路通行料 | ガソリン代 | レンタカー代 | 諸資材費 | |
| 引越し業者 | ○ | ○ | 見積2社未満の場合 | - | ○ (※2) | - | - | - | - | - | ○ |
| 宅配便 | - | - | - | - | ○ | ○ | - | - | - | - | ○ |
| レンタカー 自家用車等 | - | - | - | ○ | - | - | ○ ☆ | ○ | ○ ☆ | ☆ | |

※1 引越し業者の見積書で、内訳のある書類が取得できなかった場合、引越し業者から内訳内容を聞き取ったうえで、申立書を作成してください。

※2 引越し業者を利用した場合で、見積書と領収書に差額が生じた場合、内容のわかる書類を添付してください。

☆ 該当のある場合のみ添付。

新所属に着任後、上記一覧表に記載の必要書類を学校に提出してください。

2-2. その他の提出書類

< その他の提出書類 >

赴任旅費の支給に際しては、転居費に係る提出書類以外に以下の書類が必要となります。

- 住民票（※）
- 採用決定通知等の採用が分かる書類の写し

※同居家族とともに移転する場合は、本人及び同居家族全員が続柄とともに記載された住民票

<< 注意 >>

●移転の際の宿泊について（着後滞在費）

赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として5夜分を上限に現に宿泊した夜数に係る宿泊費（上限あり）及び宿泊手当を支給します。食事の有無など内訳が分かるホテル等の領収書を提出してください。

●家族の移転に係る費用について（家族移転費）

赴任の際、同居の家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費（上限あり）、宿泊手当及び着後滞在費の合計額を上限に現に支払った額を支給します。食事の有無など内訳が分かるホテル等の領収書を提出してください。

3. 引越業者（宅配業者単身パックを含む）を利用する場合

3. 引越業者（宅配業者単身パックを含む）を利用する場合

3. 引越業者（宅配業者単身パックを含む）を利用する場合

引越し業者を利用した場合の提出書類一覧

| | 見積書（※1） | | 2社未満の確認書資料 引越し業者に依頼するよりも安価であることが確認できる書類 | 引越し業者 | 領収書等 | | | | | | 転居費精算金額確認書 | |
|-------|---------|-----|--|-------|-----------------|-----------------------|-----|---------|-------|--------|------------|---|
| | 1社目 | 2社目 | | | メタサーチの結果等、及び申立書 | メタサーチの結果、又は引越し業者の見積書等 | 宅配便 | 有料道路通行料 | ガソリン代 | レンタカー代 | 諸資材費 | |
| 引越し業者 | ○ | ○ | 見積2社未満の場合 | — | ○ (※2) | — | — | — | — | — | ○ ☆ | ○ |

※1 引越し業者の見積書で、内訳のある書類が取得できなかった場合、引越し業者から内訳内容を聞き取ったうえで、申立書を作成してください。

※2 引越し業者を利用した場合で、見積書と領収書に差額が生じた場合、内容のわかる書類を添付してください。

☆ 該当のある場合のみ添付。

3. 引越し業者を利用する場合 引越し業者の検索方法

1. メタサーチサイトの利用

- 引越しメタサーチサイトとは、希望日や荷物量等を一度入力するだけで多くの業者から概算の見積が取れる「引越し業者紹介サイト」です。登録をすると、提携業者から概算の見積が提示され、その後直接業者とやり取りをして実地等の見積りを行います。

引越し メタサーチサイト

検索

click

2. 引越し安全マーク制度（引越し業者優良認定制度）の認定業者の利用

- 安全・安心な引越しサービスを提供すると全日本トラック協会が認めた引越し業者を、引越し業者として認定し、当該業者には優良業者の証として「引越し安全マーク」が公布され、公益社団法人全日本トラック協会HPにおいてその業者のリストを紹介しています。

https://jta.or.jp/member/hikkoshi_member/hikkoshi_anshin/list.html

◆基本額確認作業【メタサーチサイト引越し侍の場合】①

<https://hikkoshizamurai.jp/>

◆基本額確認作業〔メタサーチサイト引越し侍の場合〕②



WEB上で引越し見積もり料金の相場を比較

必須項目を入力してください

荷物量を入力する



料金相場

記録として残します

2社見積取得の参考してください

なお、本資料が引越し業者利用時の2社見積となるものではないので注意すること

3. 引越業者（宅配業者単身パックを含む）を利用する場合

①
転居が必要なことが分かったら

■ 引越業者が発行する2社の見積書を取得する必要があります。

- ⇒ 対象外経費を控除した見積を比較し、最も安価なプランによる最も安価な見積の金額を支給します。
- （注1）2社以上の見積取得は、支給要件です。
- （注2）見積書は一式計上ではなく、見積内訳が記載されている必要があります。
※ 単身パックのコンテナボックスのように、コンテナごとの単価が設定され、HP等で確認できる場合、内訳は不要。
- （注3）対象外経費は支給対象になりません。
→ 主な対象外経費はP14を参照してください。
- （注4）2社から見積が徴収できない場合、次項を参照してください。

■ 最安価以外の業者を利用することは可能ですが、支給は最安価な業者のものになります。

■ 引越手段（①引越業者、②宅配便、③レンタカー・自家用車等）の併用はP13を参照してください。

②
移転当日

- 引越が完了したら、領収書を確実に受領
- 移転のために段ボール等を購入した場合、内訳が記載されたレシートも保管。（送料は対象外経費）
- 見積書、領収書等は紛失しないでください。

③
入庁後

■ 必要書類を 学校に提出



引越見積書2社

領収証

移転料精算
金額確認書

2社未満しか見積書を取得できなかった場合



引越見積書1社

メタサーチサイト
決済条件・結果画面等

申立書

領収証

移転料精算
金額確認書

3. 引越し業者（宅配業者単身パックを含む）を利用する場合

①
転居が必要なことが分かったら
※2社未満しか見積書を取得できなかった場合

【注意】2社未満しか見積書を取得できなかった場合の取扱い

転居費の実費支給にあたっては、経費の節減努力が重要であるため、**2社から見積書を取得することが支給要件となっています。**

そのため、2社未満の場合、新たに広く業者を検索し、2社から見積書を取得してください。

しかしながら、見積依頼を断られた等により、2社未満しか見積書を取得できなかった場合、以下の2点の書類を提出してください。

①他に見積依頼できる業者がいないことを確認できる資料

→メタサーチサイトの検索画面等（検索条件及び検索結果）※検索結果に出た業者全てに見積を依頼
※日付の遡りができないサイトが多いので、事前に移転日を決めて検索し、結果を残すようにしてください。

②2社見積が取得できなかった経緯及び経費削減の努力をした経緯を記載した申立書

※業務多忙、業者を即決した、見積取得時間の不足は、理由として認められません。

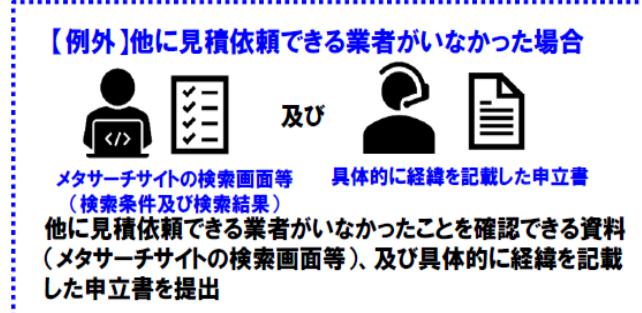
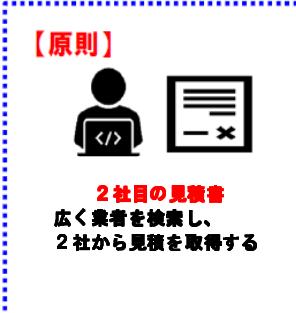
※見積を断られた場合（応答がなかった場合も含む）、業者名・支店名・相手方氏名・日時・連絡手段
(電話、メール等)・回答内容を具体的に記載すること。

メール等の経緯がわかる資料がある場合、申立書に添付すること。

※異動者が作成すること。様式自由。



引越見積書2社未満



◆引越業者とそれ以外の併用禁止

[留意点]

①引越業者費用 + 宅配便費用

→ 宅配便費用支給不可

(引越業者費用と併用支給不可)



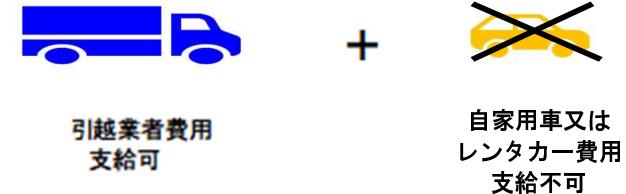
引越業者費用
支給可

宅配便費用
支給不可

②引越業者費用 + 自家用車又はレンタカー費用

→ 自家用車又はレンタカー費用支給不可

(引越業者費用との併用支給不可)



引越業者費用
支給可

自家用車又は
レンタカー費用
支給不可

※原則上記のとおりですが、宅配便等を別途利用することが社会通念上やむを得ないと考えられ、
全体として最も安価といえる（「全てを引越業者で対応した場合の見積」と「一部自分で移転した
場合の見積+宅配便等の実費」とで比較が必要）のであれば支給対象として差し支えありません。
前述の全体として最も安価といえる条件を満たし、例外的に宅配便等を併用して支給する場合は、
条件である比較に必要な各金額がわかる書類及び申立書を提出願います。

3. 引越業者を利用する場合 対象外経費

主な対象外経費

- ①荷造・荷解に係る追加費用（いわゆるお任せパック等による追加費用）
- ②エアコン・ガス器具・洗濯機の脱着以外の工事・設置等に係る追加費用（A V配線設置費等）→P15
- ③任意の保険料・オプション料金（必須ではない保険料、サカイ引越センターの安心保証パック等）
- ④自家用車・オートバイ・自転車等を運搬等する際の追加費用
※コンテナ等、単身パック等の運搬できる荷物に制限があり、生活用の自転車等を別途宅配便で運搬する必要があるなど「単身パック+生活用自転車に係る宅配料」が、2社以上の見積を行った他の引越業者へ委託するよりも安価になる場合は、対象経費になります。
- ⑤個人的趣味のものを運搬等する際の追加費用（ピアノ、美術品・骨董品、ペットなど）
- ⑥実家や親戚宅等、旧居所以外からの移転経費及び新居所以外への移転経費（一時的な移転経費含む）
- ⑦不要品・粗大ごみの処分費用、家電リサイクル費用
- ⑧宿舎等修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む）
- ⑨荷物を一時保管する場合の追加費用
- ⑩家具、家電等の購入費及びレンタル料（送料を含む）
- ⑪民間賃貸物件の敷金・礼金・仲介手数料等の初期費用、下見に係る費用
- ⑫親族や友人等の手伝い者の謝礼、交通費、食事代、宿泊費等
- ⑬扶養親族の転園・転学等に要する費用、官公庁への諸手続きに要する費用
- ⑭旅行者本人等の交通費
- ⑮着後に要する経費（新居所の地域に到着後の挨拶代・宿泊代等）
- ⑯着任後、旧居所に戻るための交通費

主な対象経費

- ①養生費（壁・柱等に傷がつかないよう保護するための資材費）
- ②梱包資材費（家電、家具等を保護したり、物品を運搬するための段ボール等の経費）
- ③特殊荷役機械使用料（クレーン等）※個人的趣味等に係るもの以外
- ④エアコン・暖房器具・ガス器具・洗濯機の取外し・取付け工事費用（但し、移設をしない廃棄のための取外しや購入のための取付けは支給対象外）

〈留意点〉

- ◎サカイ引越センター安心保障
パックの控除もれ
- ◎エアコンパックの対象外経費
分控除もれ
- ◎保険料の控除もれ
- ◎家電リサイクル料の控除もれ

◆エアコン・ガス器具について

エアコン・ガス器具設置時に必要となる部品購入について

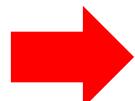
- エアコン・暖房器具・ガス器具・洗濯機の取外し・取付け工事費用及び取付けに必須の付帯工事費用（電圧・コンセント交換工事、配管パイプの交換・延長、壁取り付け工事等）については、支給対象となります。（但し、移設をしない廃棄のための取外しや購入のための取付けは支給対象外）
- 取付けに必須の工事ではない配管カバー・エアーカットバルブの取付け費用やエアコンガス補充費用などは対象外経費となります。

エアコンパック商品について

- 引越業者によっては、エアコンパックという商品を販売している場合があります。
 - エアコンパックは移設に必要な費用（部品購入費等）をすべて含めた定額プランになっている場合があります。
 - この定額プランは、実際に部品を購入した場合も実際に部品購入が発生しない場合も定額で引越業者へ支払うという商品の場合があります。
 - エアコンパック商品については、エアコンの取外し・取付け費用及び取付けに必須の付帯工事費用のみ対象経費となっており、それ以外の費用については対象外経費となっており、実際に移設に必須の内容以外の工事等が発生していなくても、エアコンパック商品の料金に対象外経費が含まれている場合は、その額を減額調整する必要があります。
- 但し、旅行者が依頼した引越業者や専門業者において、パック工事など単一の価格しか設定しておらず、対象外の費用を区分することができない場合には、旅行者から提出された申立書を審査したうえで、支給が可能になる場合があります。

（例）エアコンパック 10,000円

- [内訳]
- ・エアコン取り外し・設置費用 5,000円（対象経費）
 - ・配管延長費用 1,000円（対象経費）
 - ・エアコンガス補充費用 1,000円（対象外経費）
 - ・配管カバー 3,000円（対象外経費）



- 左の例の場合、転居費として支給可能な経費は、エアコン取り外し・設置費用、配管延長費用の合計6,000円のみとなります。
- パックに含まれる料金内訳を引越業者に確認し減額調整をする必要があります。
- 引越業者に確認した結果を申立書に記載して提出してください。

◆引越業者見積書様式

家具・家電等
は対象外

公益社団法人 全日本トラック協会
標準見積書様式

◆転居費精算金額確認書について

対象外経費はここに記入

・値引きに関係する場合は、別シートで按分計算し
(P18)「viii) 値引き、消費税等調整額」欄に記入

・値引きに関係しない場合は、消費税込の金額を記入

(例)

サカイ引越センターの保証
パック金額
→「ix) その他」欄
「1, 650円」

【記載例】引越業者利用の場合

転居費精算金額確認書

| 所属名 | | 職名 | | 職員氏名 | |
|---|--|---------|---------|------|--|
| a)引越業者利用に係る支払額・見積額 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | 1社目 | 2社目 | |
| 引越業者名 | | | 4社 | 8社 | |
| ① 支払総額・見積総額 | | 220,550 | 440,000 | | |
| ② 対象外経費 | | | | | |
| i) ピアノ、美術品・骨董品、ベット、庭石・鏡などの様に個人的趣味で大きな者や個人的な嗜好の強いものを運搬する際の追加費用 | | | | | |
| ii) 自家用車、オートバイ等を運搬する際の追加費用 ※1 | | | | | |
| iii) 荷造、荷解きにかかる追加費用 ※2 | | | | | |
| iv) 工事費・設置等にかかる追加費用 ※3 | | 6,600 | 5,867 | | |
| v) 家具、家電等の購入費及びレンタル料 | | | | | |
| vi) 本屋・サイクル費用、不要品等の取扱費用、ハウスクリーニング費用 | | | | | |
| vii) 荷物を一時保管する場合の追加費用 ※4 | | | | | |
| viii) 値引き、消費税等調整額 | | | | | |
| ix) その他 | | 1,650 | | | |
| i ~ ix計 | | 8,250 | 5,867 | | |
| ③ 対象外経費控除後の支払額・見積額(①~②) | | 212,300 | 434,133 | | |
| ④ 引越業者利用に係る支給対象額(③のうち最安価額) | | | | | |
| b)以外の支払額(転居費支給対象の移転に要した費用) | | | | | |
| | | | | | |
| レンタカー代、ガソリン代、高速道路利用料などの運搬に直接かかる費用 | | | | | |
| 段ボールやガムテープといった資材購入費用 | | | | | |
| 宅配便などの運送料 | | | | | |
| その他、移転に際して直接要した費用(対象外経費を除く) | | | | | |
| 合計額 | | | 0 | | |

a + b = 支払額 212,300 円

!消費税の計上漏れに注意

例)

① 基本料金

運賃 170,300

荷役作業員 120,000

値引き 107,300

基本料金計 183,000

② 附帯料金

エアコン移設 10,000

食洗機設置 6,000 ← 対象外経費(税込6,600)

付帯作業計

③ その他料金

保険料 1,500 ← 対象外経費(税込1,650)

(サカイ引越センターの安心安全保証パック等)

①+②+③ 200,500

消費税 20,500

合計 220,500

上記例の場合、対象外経費は食洗機設置費、保険料になります。

この例の場合は、対象外経費は値引きには関係しませんので、消費税を加算し、対象外経費は $(6,000 + 1,500) \times 1.10 = 8,250$ 円、対象経費は 212,300 円になります。

<対象外経費が値引きに関係する場合>

! 対象経費と対象外経費との按分

対象外経費が見積に含まれる場合で小計後に値引きが行われる場合、値引きと消費税は対象経費と対象外経費とで按分します。割引の段階により、Excel の「(参考) 値引き・消費税算定」シートに入力 P18 参照

◆値引き・消費税計算

〔留意事項〕

対象外経費に値引きが関係している場合は、必ず「(参考) 値引・消費税算定」のシートをご活用頂き、対象経費と対象外経費の値引き・消費税額を計算し、転居費精算金額確認書を作成願います。
(引越業者値引き額・消費税額の対象経費と対象外経費との按分間違いが多いのでご注意願います。)

| | |
|--------------------------------|---|
| 対象外となる割引額計 | 0 |
| 対象外となる消費税計 | 0 |
| viii) 値引き、消費税等調整額へ転記する額 | 0 |

確認書 (参考) 値引・消費税算定 個別

〔 転居費精算金額 確認書〕のファイルの「(参考) 値引・消費税算定」のシートをご活用頂き、値引き・消費税計算を実施して下さい。

| 引越業者利用に係る支払額・見積額 | | 1社目 | 2社目 |
|---|---|-----|-----|
| 引越業者名 | | | |
| ① 支払総額・見積総額 | | | |
| ② 対象外経費 | | | |
| i) ピアノ、美術品・骨董品、ベット、麻石・檜木の樹に個人的趣味で大きな者や個人的な嗜好の強いものを利用する場合の追加費用 | | | |
| ii) 自家用車、オートバイ等を運転する際の追加費用 ※1 | | | |
| iii) 荷造、荷解等にかかる追加費用 ※2 | | | |
| iv) 工事費・設置等にかかる追加費用 ※3 | | | |
| v) 家具、家電等の購入費及びレンタル料 | | | |
| vi) 家電リサイクル費用、不要品等の改修費用、ハウスクリーニング費用 | | | |
| vii) 寄物を一時保管する場合の追加費用 ※4 | | | |
| viii) 値引き、消費税等調整額 | | | |
| ix) その他 | | | |
| i～ix計 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 対象外経費控除後の支払額・見積額(①-②) | | | |

「(参考) 値引き・消費税算定」のシートの「viii) 値引き、消費税等調整額へ転記する額」で表示された金額(ー表示の場合はー表示のまま例:-100であれば-100のまま入力)を「確認書」シートの「viii) 値引き、消費税等調整額へ転記する額」の欄に入力する